

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	施術機関及び助産機関の指定の取消し	
根 拠 法 令 名	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	（条項） 第 55 条において準用する第 51 条第 2 項
基 準 法 令 名	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	（条項） 第 55 条において準用する第 50 条
	指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年厚生省告示第 222 号）	（条項）
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 庶務係	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年社発第 727 号 厚生省社会局長通知） 】</p> <p>・掲載図書等【 生活保護手帳（中央法規出版） 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[施術機関及び助産機関の指定取消に係る処分基準]</p> <p>施術機関及び助産機関の指定の取消しは、指定を受けたものが次のいずれかに該当したときに行うものとする。</p> <p>(1) 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年社発第 727 号 厚生省社会局長通知）第 4 の 4 において準用する同要領第 4 の 1 に規定する医療機関指定基準を満たさなくなったとき又は同要領第 6 の 4 において準用する第 6 の 3 (1)アの(ア)から(エ)までに定める取消事由に該当するとき。</p> <p>(2) 生活保護法第 50 条第 1 項の規定により定められた指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年厚生省告示第 222 号）において準用される規定に違反したとき。</p> <p>(3) 生活保護法第 55 条において準用する同法第 50 条第 2 項の規定に違反したとき。</p> <p>なお、当該告示等が掲載された上記の掲載図書は、担当課において備え置く。</p>		

参 考

[根拠法令] 及び [基準法令]

生活保護法

(助産機関等への準用)

第 5 5 条 第 49 条から第 51 条までの規定は、この法律による出産扶助のための助産を担当する助産師並びにこの法律による医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師について、第 52 条及び第 53 条の規定は、医療保護施設について準用する。

(指定の辞退及び取消し)

第 5 1 条 略

2 指定医療機関が、第 50 条の規定に違反したときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

(指定医療機関の義務)

第 5 0 条 前条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。